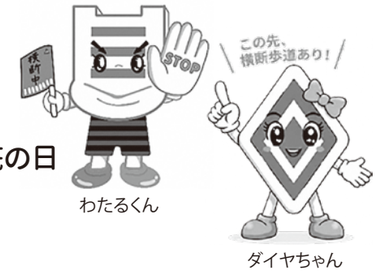
活動重点日



12月11日(金)　横断歩道おもいやりの日
12月15日(火)　高齢者交通安全呼び掛けの日
12月16日(水)　シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
12月17日(木)　夕暮れ時と夜間の交通事故防止の日
12月18日(金)　飲酒運転根絶の日

冬の交通事故防止対策について

◎歩行者の留意点

★　外出が夜間にわたる方は、反射材や明るい目立つ服装を着用することはもちろん、LEDライト等も携行しましょう。



◎車両運転手の留意点

★　早めのライト点灯やヘッドライトのこまめな切り替えを心がけましょう。
★　冬用タイヤの交換、車内の常備品（スコップ、非常食、充電器など）を早めに行い、積雪・凍結道路に備えましょう。
★　急発進、急ハンドル、急ブレーキ等、「急」のつく操作は厳禁です。
★　車間距離を十分にとりましょう。
★　日陰や橋梁部等、凍りやすい路面はもとより、道路状況はこまめにチェックしましょう。



◎高速道路を走行するときの留意点

★　冬用タイヤを装着、又はチェーンを装備して走行しましょう。

富山県では10月1日から 自転車損害賠償保険等※への加入が義務化されました！

※自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合おける損害を補償することができる保険又は共済（自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる「TS マーク」も該当します。）

【加入義務対象】
●自転車利用者（未成年者の場合は保護者）
●事業活動において自転車を利用する事業者
●自転車貸付事業者



すでに加入されている火災保険や自動車保険の特約でカバーできる場合があります。
まずは**ご自身の保険加入状況を確認しましょう!**
加入状況チェックシートや自転車損害賠償保険の種類など、詳しい情報は県ホームページをご覧ください。

◀富山県ホームページ

令和８年　北陸三県統一

年末の交通安全県民運動

富山県推進要綱

期　　間　12月11日(金) ～12月20日(日)
スローガン　ゆっくり走ろう　雪のふる里　北陸路



運動重点

1　高齢者の交通事故防止（北陸三県統一重点）
2　夕暮れ時と夜間の交通事故防止
3　飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
4　自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

富山県交通対策協議会

富山県・富山県警察・富山県教育委員会・市町村・(公財)富山県交通安全協会

運動の目的



年末は、降雪・凍結等による道路環境が悪化する中で、気ぜわしさもあいまって、交通事故が多発する傾向にある。また、飲酒の機会も増えることから、交通ルールの遵守とマナー向上を呼び掛けることにより、県民の交通安全意識を高め、交通事故の防止を図る。

重点1 高齢者の交通事故防止（北陸三県統一重点）

1　高齢運転者の交通事故防止に向けた取組み

① 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育と広報啓発の推進
② 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
③ 安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口（#8080）の積極的な周知と利用促進
④ 運転免許証の自主返納制度と各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

2　高齢者とこどもを始めとする歩行者の安全の確保

① 安全な行動を実践するための交通安全教育と広報啓発の推進
② 横断歩道等における歩行者等の優先義務の遵守と歩行者等保護の徹底
③ こども・高齢者・障害者をはじめとする歩行者に対する保護意識の向上



重点2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

1　夕暮れ時以降の交通事故防止に向けた取組み

① 夕暮れ時と夜間に発生する交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育の推進
② 自動車や自転車のヘッドライトの早めの点灯の励行
③ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用促進

2　歩行者の交通事故防止に向けた取組み

① 全ての年齢層を対象とする反射材用品・LEDライト等の視認効果等の周知と自発的な着用の促進
② 歩行者に対する基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知及びハンドサインの実践
③ 「ゾーン30プラス」の整備
④ 本年9月1日に施行された生活道路の法定速度30km/hの周知

3　３ｕｐ運動の実践

マナーup
交通ルールをしっかり守って相手を思いやる



道路は車だけでなく、歩行者や自転車も利用します。制限速度等のルールを守り、一人ひとりが周りの歩行者などに優しい思いやり運転を心がけましょう。

チェックup
車、自転車、人の動きをしっかり確認する



横断歩道の手前での歩行者の有無の確認や、交差点での安全確認を確実に行いましょう。

ライトup
自らの存在をしっかりとアピールする



早めのライト点灯とこまめなライトの切り替えを行いましょう。
反射材の着用やLEDライトの使用等により、自分の存在を知らせましょう。

運動の進め方



各推進機関・団体等は、相互に連携を図るとともに、それぞれの家庭、地域、職場及び学校等において実情に応じた活動を推進し、県民をあげての運動となるよう努める。

重点3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

1　飲酒運転の根絶

① 酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化した数値基準の設置等（呼気1ℓ中0.5mg以上または血液1mℓ中1.0mg以上のアルコールを体内に保有等）の周知
② **「飲酒運転を絶対にしない！させない！」**という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
③ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進
④ 運転者の点呼時における アルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底



2　「ながらスマホ」の根絶と妨害運転等の防止

① 運転中のスマホ等の通話や画像注視の危険性の広報啓発
② 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
③ **「思いやり・ゆずり合い」**の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

3　全座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

① 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート使用の義務や効果等の理解促進
② シートベルトの正しい着用方法とチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底
③ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進



4　外国人運転者の交通事故防止

日本の交通ルールやマナーに関する交通安全教育の推進

重点4 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

1　自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進

① 『自転車安全利用五則』や『自転車ルールブック』を活用した交通ルールの周知
② 乗車用ヘルメット着用の必要性と被害軽減効果に関する理解の促進
③ 早めのライト点灯と反射材用品等の取付促進
④ 幼児用座席利用時の安全利用に関する広報啓発
⑤ 定期的な点検整備の促進
⑥ 『自転車損害賠償責任保険等に加入義務化』に関する周知





2　特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進

① 特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知
② 乗車用ヘルメット着用の必要性と被害軽減効果に関する理解の促進
③ 販売事業者等から利用者への交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組み